

各保険医療機関様

北海道国民健康保険団体連合会



70才未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化に伴う41老人医療(道老・マル老)の請求取扱いについて

平素、本会の事業運営につきましては格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第390号)が平成19年4月1日から施行され、平成19年5月8日付北国保連審第248号「70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化に伴う診療報酬の請求に係る留意事項について」において通知しておりますとおり、記載要領等が一部変更になっております。

つきましては、41老人医療(道老・マル老)の負担金額等の記載については、別紙(1~3)のとおり所得区分に応じた取扱いとなりますのでご留意願います。

記

1 高額療養費の現物給付における限度額

- ① 上位所得者 ~ 150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% (多数該当 83,400円)
- ② 一般 ~ 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)
- ③ 低所得者 ~ 35,400円 (多数該当 24,600円)

※ なお、北海道社会保険診療報酬支払基金とは取扱いが異なりますので、取扱いについては十分にご注意願います。

2 41老人医療(道老・マル老)の自己負担限度額

- ① 現役並み所得者 ~ 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)
- ② 一般 ~ 44,400円
- ③ 低所得者Ⅱ ~ 24,600円
- ④ 低所得者Ⅰ ~ 15,000円

(審査第一部審査管理課管理係 内線 2110)

診療報酬明細書

(医科入院)

提出先
1 ②
社 国
保 保

都道府 医療機関コード
県番号

平成 19 年 4 月分 01

1	① 社・国	3 老人	1 単独	① 本人	7 高入 9
医	2 公費	4 返還	② 2併 3 3併	3 三入 5 家入	9 高入 7

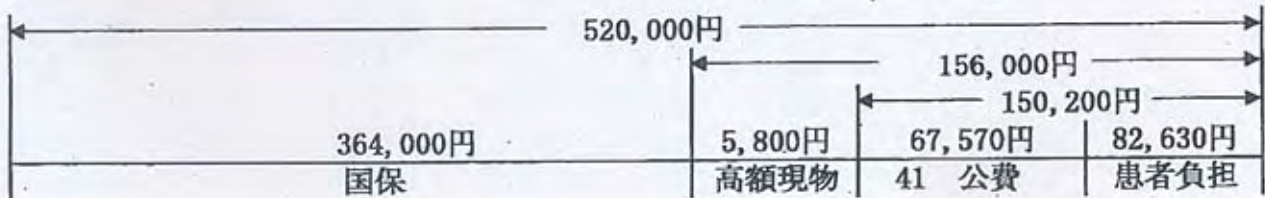
市町村				老人医療 の受給者 番号			
番号				公費負担 医療の受 給者番号①			
公費負担 番号①	4	1	0	1			
公費負担 番号②				公費負担 医療の受 給者番号②			

保険者 番号				給付 割合	10 9 8 7 ()
被保険者証・被保険者 手続等の記号・番号					

区分	精神	結核	特例	老人	重点	療養	複合	複	特記事項
氏									17上位
名	男	2女	1男	2大	3期	4平	生		
職務上の事由	1 職務上		2 下船後3月以内		3 通勤災害				

保険医
医療機関
の所在
地及び
名称

傷 (1)	年	月	日	治療	死亡	中止	日数	30日
病 (2)	年	月	日				日数	30日
名 (3)	年	月	日				日数	日



国 保	52,000点 × 10円 × 7割	=	364,000円
41 公費	150,200円 - 82,630円	=	67,570円
高額現物	52,000点 × 10円 × 3割 - 150,200円	=	5,800円
患者負担		=	82,630円

※ 80,100円 + (520,000円 - 267,000円) × 1% = 82,630円

※ 150,000円 + (520,000円 - 500,000円) × 1% = 150,200円

診療報酬の給付	請求点	52,000	決定金額	150,200	減額額(円)免除・支払割合	
	公費①	52,000		82,630		
	公費②					
	公費③					

※高額療養費		円	※公費負担点数	点
97 基準	円 × 回		※公費負担点数	点
食事・生活	特別食費環境	円 × 日	基準(生)	円 × 回
		円 × 日	特別(生)	円 × 回
		円 × 日	減・免・猶・I・II・3月超え	

診療報酬明細書

(医科入院)

提出先

1 ②
社 国
保 保

都道府 医療機関コード
県番号

平成 19 年 4 月分 01

1	③ 社・国	3 老人	1 単独	① 本人	7 高入 9
医科	2 公費	4 退職	② 2 併 3 3 併	3 三入 5 嫁入	9 高入 7
保険者 番号				給付 割合	10 9 8 7 ()

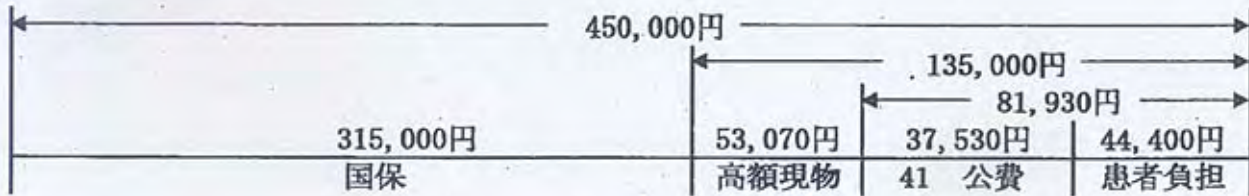
市町村				老人医療 の受給者 番号			
番号				公費負担 医療の受 給者番号①			
公費負担者番号①	4	1	0	公費負担 医療の受 給者番号②			
公費負担者番号②							

被保険者証・被保険者
手帳等の記号・番号

区分	精神	純核	特例	老人	重点	療養	複合	複	特記事項
氏名									18一般
名男	2 女	1 男	2 大	3 咽	4 平	生			
職務上の事由	1 職務上	2 下船後3月以内	3 通勤災害						

保険医
療機関
の所在
地及び
名称

傷 (1)		年	月	治療	死亡	中止	日	30日
傷 (2)		年	月					30日
傷 (3)		年	月					日
名								日



国 保	45,000点	× 10円 × 7割	=	315,000円
41 公費	81,930円	- 44,400円	=	37,530円
高額現物	45,000点	× 10円 × 3割 - 81,930円	=	53,070円
患者負担			=	44,400円

※ 80,100円 + (450,000円 - 267,000円) × 1% = 81,930円

※高額療養費		円	※公費負担点数	点
97	基準	円 × 回	※公費負担点数	点
食事	特別	円 × 回	基準 (生)	円 × 回
生活	食堂	円 × 日	特別 (生)	円 × 回
生活	環境	円 × 日	減・免・猶・I・II・3月超え	

所 求 点	決 定	負 担 金 額 円	保 険 日 課 求 下 ※ 決 定	(標準負担額 円)
45,000		81,930 減額料(円)免除・支払猶予	日	
45,000		44,400	日	
公費①			日	
公費②			日	

診療報酬明細書

(医科入院)

提出先

1 ②
社 国
保 保

都道府 医療機関コード
県番号

1 ① 社・国 3 老人 1 単独 ① 本人 7 高入 9
医 科 2 公費 4 返贈 ② 2併 3 三人 9 高入 7
3 3併 5 家人 9 高入 7

平成 19 年 4 月分 01

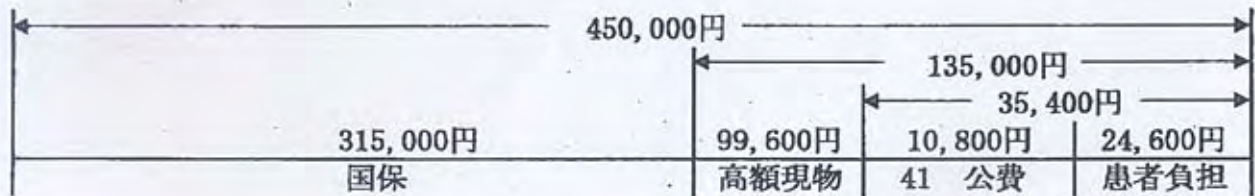
市町村					老人医療 の受給者 番号				
番号					公費負担 医療の受 給者番号①				
公費負担者番号	4	1	0	1	公費負担 医療の受 給者番号②				
公費負担者番号①									
公費負担者番号②									

保険者 番号					給付 割合	10 9 8 7 ()
被保険者証・被保険者 手帳等の記号・番号						

区分	精神	結核	特別	老人	重点	療養	複合	複	特記事項
氏									19低所
名	男	2女	1明	2大	3別	4平			生
職務上の事由		1 聴音上	2 下船後3月以内	3 通勤災害					

保険医
療機関
の所在
地及び
名称

備 (1)	年 月	治療	死亡	中止	日	30日
備 (2)	年 月				日	30日
備 (3)	年 月				日	日
名						



国 保	45,000点	× 10円 × 7割	=	315,000円
41 公費	35,400円	- 24,600円	=	10,800円
高額現物	45,000点	× 10円 × 3割 - 35,400円	=	99,600円
患者負担			=	24,600円

※ 非課税限度額 35,400円

※高額療養費	円	※公費負担点数	点
97 基準	円 × 回	※公費負担点数	点
食事 特別	円 × 回	基準 (生)	円 × 回
・ 食堂	円 × 日	特別 (生)	円 × 回
生活 環境	円 × 日	減・免・替・I・⑩・3月超え	

請求点	45,000	決定	負担金額 円	35,400	請求	決定	(標準負担額 円)
公費①	45,000		減額 割(円)免除・支払猶予	24,600			
公費②							